

川崎市高齢者等緊急通報システム事業(携帯型)の御案内

ひとり暮らし等の高齢者等に、持ち運びに便利な携帯型端末をお貸しすることで、発作が起きたとき等に備え、緊急時の連絡体制を確保し、安全・安心な生活を過ごせるように支援します。



1 対象者

(1) 65歳以上の在宅高齢者で、心臓疾患、高血圧等の慢性疾患等のため、日常生活に注意を要する方(※)であり、次の①～④のいずれかに該当し、**端末貸与が必要と認められる方**

- ① ひとり暮らしの方
- ② 同居人が日中不在・重度の要介護者等の方
- ③ 同居人が65歳以上で心臓疾患、高血圧等の慢性疾患で、日常生活に注意を要する方
- ④ 同居人が下記(3)の要件いずれかを満たす方

★発作等で生命にかかわる容態の急変が予測され、発作等が起きた場合に自力で救急車を呼ぶことが困難な方です。服薬等により状態が安定している方、転倒の危険性があるのみの方、又はひとり暮らし・高齢者のみ世帯で今後の生活が不安という方は対象となりません。

(2) 75歳以上のひとり暮らしの方であり、**端末貸与が必要と認められる方**

(3) 認知症等による行方不明のため生命に危険の可能性があり、次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上の方
- ② 若年性認知症で要介護度1～5と認定された方

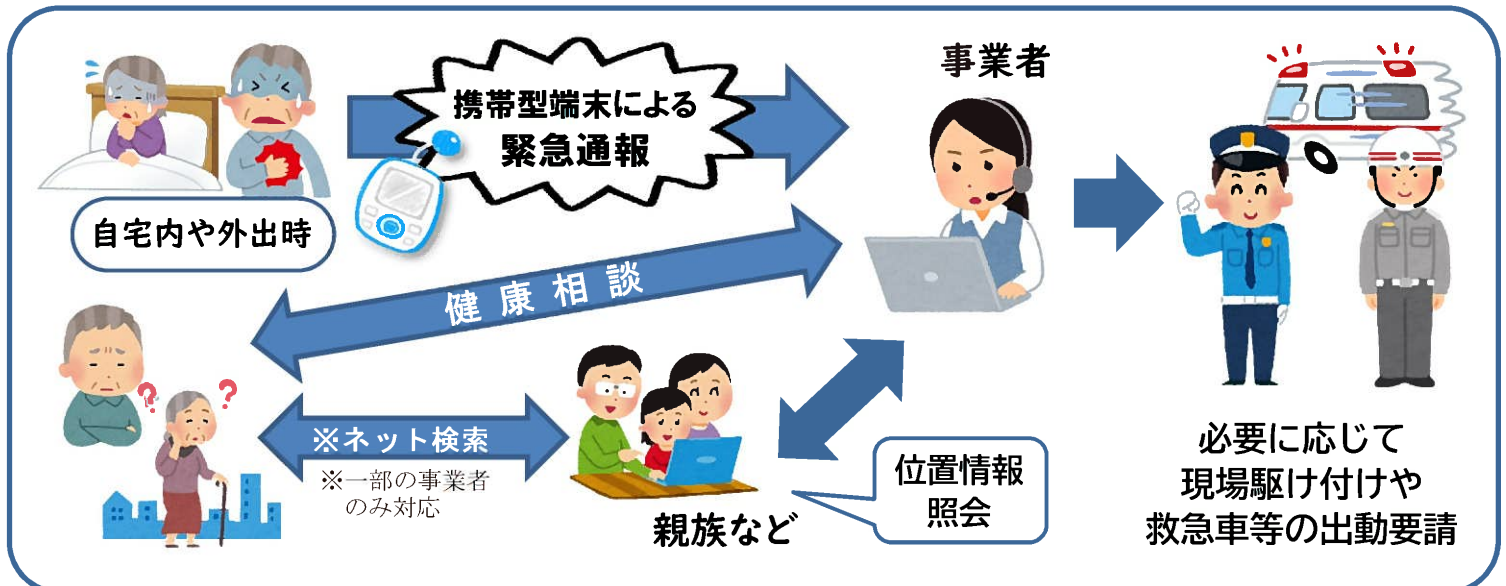
2 サービス内容

(1) 24時間365日体制で緊急時の対応を行います。また、位置情報の検索が可能で、必要に応じて事業者が現場へ駆け付けます。

※川崎市内の駆け付けは利用料に含まれますが、市外の場合は別途料金がかかります。

(2) 携帯型端末を通じ、事業者による健康相談が受けられます。

※その他、事業者により各種サービスに違いがあります。



3 利用の申請

住まいの地区の地域包括支援センター、各区役所高齢・障害課又は各地区健康福祉ステーション高齢・障害担当に申請してください。端末の事業者は利用者が選択できますが、本人確認後、利用条件を満たさない場合は希望の事業者を利用できない場合があります。

4 利用の決定までの流れ

お住まいの地域の地域包括支援センター、各区役所 高齢・障害課
または各地区健康福祉ステーションに申請

地域包括支援センターの職員が利用者の自宅へ訪問調査

区役所(地区)が利用決定または却下通知を利用者の自宅へ送付

事業者が利用者本人確認のため自宅訪問します。
本人確認完了後、端末の貸与と利用方法を説明します。
(貸与までの流れは、事業者により若干異なります)



利用者世帯の階層区分	利用料(月額)
生活保護法による被保護世帯	0 円
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	
減免（市民税非課税世帯で、かつ生活困窮者） ※川崎市在宅福祉サービス利用負担額減額事業実施要綱 に基づく減額対象者	1 1 5 円
市町村民税非課税世帯	2 3 0 円
市町村民税本人非課税	5 7 5 円
市町村民税課税	2, 0 7 0 円

5 利用料

- ・消費税改定の際は利用料が変わります。
- ・階層区分は毎年8月に見直します。ただし、年度途中でも、修正申告等により階層区分に変更があった場合など、利用料が変わる場合があります。
- ・事業者変更は、事由により手数料がかかります。自宅設置型からの移行は無料です。

6 利用事業者一覧

事業者	総合警備保障	トーカー	セコム	大阪ガス
端末名称 (開発会社)	まもるつく (NTT ドコモ製)	みまもりケータイ 4 (Softbank 製)	みまもりホン (京セラ製)	みまもりケータイ 4 (Softbank 製)
端末 イメージ				
基本サービス 機能 (全社共通)	緊急通報対応 (警備員による現場駆け付け、救急車出動要請等含む) 健康相談サービス、位置検索機能、防水設計			
その他 端末機能	①連絡先へバッテリー 低下メール通知 ②発信通話機能(制限有) ③緊急地震速報 ④過去(20 分間)の 移動履歴照会(有料)	① 1日未使用の場合の 電話安否確認機能 (警備員による現場 駆け付け無し) ②歩数計 ③緊急地震速報	①連絡先へバッテリー 低下/電源オフ/安否 確認メール通知 ②災害・避難情報受信 ③発信通話機能(制限有) ④緊急地震速報	①災害・避難情報受信 ②緊急地震速報
親族等からの 位置検索方法	・センターに電話照会 ・ネット検索	・センターに電話照会	・センターに電話照会 ・ネット検索	・センターに電話照会
電話発信先	各事業者の健康相談センター、警察、消防			健康相談センター
	3件まで登録可	—	49件まで登録可	
電話着信元	3件まで登録可	10件まで登録可	49件まで登録可	コールセンターのみ
その他 サービス	電源オフお知らせ 電話サービス	①安否未確認時、 確認電話サービス ②バッテリー低下お 知らせ電話サービス	警備員による転倒対応 (ベッドや車いすへの 移乗支援含む)	①月1回安否確認 電話サービス ②バッテリー低下お 知らせ電話サービス
自宅鍵預かり	なし	任意	必須(1組)	任意
市外駆け付け 料金(任意)	6,000 円/回 (税別)	5,500 円/回 (税別)	10,000 円/回 (税別)	10,000 円/回 (税別)
紛失・破損時 の自己負担	12,960 円 (税別)	15,500 円 (税別)	20,000 円 (税別)	13,000 円 (税別)
事業者 変更手数料	4,583 円 (税込) (事由によって手数料がかかります。 自宅設置型から移行する場合は無料)			
端末操作方法 お問合せ先	<u>0120-640-481</u>	<u>0120-680-119</u>	<u>0120-025-756</u>	<u>06-6303-6322</u>
警備員 待機場所	川崎市、中原区、高津区、 宮前区、多摩区、麻生区、 市外(鶴見区)	川崎市	川崎市、中原区、高津区、 宮前区、多摩区、麻生区、 市外(青葉区)	幸区、宮前区、 市外(鶴見区)

7 利用上の注意

◆申請関係

- (1)本事業は緊急時の連絡体制を確保するものですので、**申請の際には緊急時の連絡先が必要です。**また、連絡先が変更された際には事業者へ御連絡ください。
- (2)申請の際に、「利用承諾書」の提出を必須としています。
- (3)申請後、事業者による利用者の本人確認作業が完了してから端末をお貸しします。
- (4)本事業と次のサービスは類似する部分があるため、**重複して利用することはできません。**
※川崎市高齢者緊急通報システム（自宅設置型）、老人福祉電話相談事業、徘徊高齢者発見システム事業、介護保険の定期巡回・随時対応型サービス、また、類似する民間サービスと重複して利用することはできません。
- (5)有料老人ホームと同様のサービスが受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」にお住まいの方は、**本事業を利用することはできません。**
- (6)入院や施設入所等で**1か月以上不在となる**、ひとり暮らしでなくなる等、要件を満たさなくなった場合は、利用の停止・廃止を申請してください。連絡がないまま利用を続けた場合、その期間の利用料は**全額自己負担**となります。ご注意ください。

◆料金関係

- (1)緊急時の警備員の駆け付け範囲は、川崎市内は無料です。市外は所定の料金がかかります。
- (2)事業者変更及び廃止後3か月以内に再利用する場合は、**事由により手数料がかかります。**
- (3)端末を紛失、破損した場合や利用廃止後に返却しない場合は、所定の料金がかかります。

◆利用関係

- (1)本事業は携帯電話のシステムを利用しているため、**電波が届かない場所においては、緊急通報、GPS機能による位置情報検索、駆け付けサービスの利用ができません。**
- (2)屋外（特に地下や高層ビル等）で駆け付け要請を行った場合、正確な位置検索を行う必要があるため、自宅での利用に比べて時間を要する場合があります。
- (3)自宅の鍵を事業者に預けなかった場合、自宅内への駆け付けはできません。
- (4)端末の電池切れを防ぐため、利用していない時は必ず充電器に設置してください。
- (5)駆け付けた警備員は、原則として介護サービスを提供できません。
(※ただし、セコムは転倒時における移乗支援あり)

8.申請窓口・問い合わせ

地域包括支援センターまたはお住まいの各区地区の窓口へ

区役所・地区健康福祉ステーション	住 所	電 話
川崎区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	川崎区東田町8	201-3080
大師地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区東門前2-1-1	271-0157
田島地区健康福祉ステーション 高齢・障害担当	川崎区鋼管通2-3-7	322-1986
幸区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	幸区戸手本町1-11-1	556-6619
中原区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	中原区小杉町3-245	744-3217
高津区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	高津区下作延2-8-1	861-3255
宮前区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	宮前区宮前平2-20-5	856-3242
多摩区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	多摩区登戸1775-1	935-3266
麻生区役所 高齢・障害課 高齢者支援係	麻生区万福寺1-5-1	965-5148

(令和5年4月作成)